

鎌倉総第2563号

平成30年11月16日

鎌倉市議会議長

中村聡一郎様

鎌倉市長 松尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 11 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	市長 (行政経営部 公的不動産活用課) (防災安全部 総合防災課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 11 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉市役所本庁舎敷地の大半は、神奈川県想定明応型地震による浸水予測（最大クラスの津波）において 0.5m 未満（一部 0.5～1.2m）の浸水が想定される区域となっており、現在の本庁舎 1 階部分及び地下階への浸水が想定される、との事を理由として本庁舎深沢移転を「行政として決定した」と説明を受けてきた。

しかし、先日開催された本庁舎等整備委員会で配布された資料を見ると、浸水は第 3 分庁舎付近で「0.01m 以上 0.3m 未満」「0.3m 以上 1.0m 未満」及び「1.0m 以上 2.0m 未満」が混在している。と記載されている。

調べたところ、平成 25 年 12 月に内閣府が設置した「首都直下型地震モデル検討会」から最新の科学的知見が示されましたが、それに基づき神奈川県が平成 27 年 2 月に出した津波想定である事がわかった。

新しい想定では本庁舎は浸水しない事になっており、この想定が 3 年半前に出ていたにも関わらず、古い想定で本庁舎 1 階部分及び地下階への浸水が想定されると説明してきた事は、議会、市民を騙してきた事になり、本庁舎移転の理由が根本から崩れる大変大きな問題である。この事についてご説明願いたい。

2 質問の理由

10 月 24 日にわかったこの事実は、本庁舎移転にかかわる大変重要な問題であり、11 月中に開催が予定される臨時議会に向けて緊急事態であるので、早急に明らかにしておく必要があるので速やかな答弁を求める。

3 答弁

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を受けて、神奈川県が津波浸水予測の再検証、見直しを行い、平成 24 年 3 月に神奈川県が「津波浸水予測図」を公表したことを受け、平成 25 年 3 月に「鎌倉市津波ハザードマップ」を改定しました。このハザードマップでは、本庁舎の敷地の大半が 0.5m 未満、南側は 0.5m 以上 1.2m 未満、東側は 1.2m 以上～2.0m 未満の浸水が想定されるとしています。

その後、国による最新の科学的知見を踏まえ、神奈川県が沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される九つの地震を対象として「津波浸水予測」を見直し、平成 27 年 2 月に「津波高さ」

又は「浸水域」が最大となる合計五つの地震による「津波浸水予測図」を公表しました。また、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波浸水想定」を設定するため、津波浸水予測図を基に「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた「津波浸水想定図」を作成しました。

なお、この神奈川県による「津波浸水予測図」の公表については、平成27年2月定例会総務常任委員会において報告しています。

この「津波浸水想定図」における本庁舎の浸水想定は、第3分庁舎付近で0.01m以上0.3m未満、0.3m以上1.0m未満及び1.0m以上2.0m未満が混在し、浸水想定は「鎌倉市津波ハザードマップ」よりも狭まり、本庁舎本体は浸水想定範囲外となりました。しかし、本庁舎の敷地の一部は浸水想定範囲に含まれており、想定外が起こらないよう過去最大の浸水想定をリスクとして捉えることが肝要であると考えています。また、「鎌倉市津波ハザードマップ」を古い浸水想定と捉えるのではなく、かつては本庁舎本体が浸水想定範囲に含まれていたという事実を、リスク管理の視点から認識する必要があります。

こうしたことから、平成28年度に設置した鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会には、神奈川県が平成27年3月に公表した「津波浸水想定図」を提示した上で、本庁舎敷地が最もリスクの大きい「鎌倉市津波ハザードマップ」の浸水想定範囲に含まれていることを課題として、平成29年3月に「鎌倉市本庁舎整備方針」を策定したものです。